



基 発 第 0 3 2 7 0 0 2 号
平成 1 5 年 3 月 2 7 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働福祉事業実施要綱の様式の一部改正について

労働者災害補償保険法第 2 9 条第 1 項の労働福祉事業として行う外科後処置、義肢等の支給及び温泉保養については、昭和 5 6 年 2 月 6 日付け基発第 6 9 号「労働福祉事業実施要綱の全面改正について」（以下、「6 9 号通達」という。）により実施してきたところであるが、今般、6 9 号通達の別添「労働福祉事業実施要綱」の様式の一部を下記のとおり改正することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の内容

- (1) 「労働者災害補償保険 外科後処置申請書」（様式第 1 号）、「労働者災害補償保険 見積書」（様式第 5 号）、「労働者災害補償保険 義肢等支給修理申請書」（様式第 6 号）及び「労働者災害補償保険 温泉保養申請書」（様式第 1 0 号）について、申請者等の電話番号記入欄を設けたこと。
- (2) 「労働者災害補償保険 外科後処置委託費請求書」（様式第 4 号（1））について、請求者の電話番号記入欄、責任者氏名記入欄及び振込先金融機関等記入欄を設けたこと。
- (3) 「労働者災害補償保険 義肢採型指導料請求書」（様式第 9 号の 3（1））について、請求者の電話番号記入欄、病院名記入欄及び振込先金融機関等記入欄を設けるとともに、氏名記入欄を責任者氏名記入欄に改めたこと。
- (4) 「労働者災害補償保険 社会復帰保養委託費請求書」（様式第 1 2 号）について、取引銀行名記入欄を振込先金融機関等記入欄に改めるとともに、請求者の電話番号記入欄を設けたこと。
- (5) 「労働者災害補償保険 義肢等支給修理費用請求書」（様式第 9 号（1））及び「労働者災害補償保険 旅費支給申請書」（様式第 1 3 号）について、請求者等の電話番号及び振込先金融機関等記入欄を設けたこと。

2 運用上の留意事項

改正後の様式については、別途管理換を行う予定であり、それまでの間は旧様式を使用することとして差し支えない。